

令和7年
1月
検針分～

上下水道局から大切なお知らせ

「使用水量のお知らせ」「納付書」をリニューアル

岡上下水道局お客さまサービス課(☎231-3117)

☑ 「使用水量のお知らせ」が横長に



使用水量のお知らせ		口座振替済通知書	
お客さま番号 12-34567-8-901	使用家氏名 1 8901234567890	年度・期 元号99年度第9期 (99・9999)	振替金額 999,999 円
お客さま氏名 使用家氏名2 8901234567890	設置場所住所 78901234567890	振替口座 999,999 円	水道料金 999,999 円
給水場所 設置場所住所 78901234567890	設置場所番号 78901234567890	下水道料金 (10%) 99,999 円	納付書 999,999 円
検針日 令和9年9月9日	検針時刻 15時	検針水量 999.999 m ³	検針水量 999.999 m ³
検針時刻 令和9年9月9日	検針時刻 15時	検針水量 999.999 m ³	検針水量 999.999 m ³

音声コード「Uni-Voice (ユニボイス)」を採用。印刷内容を音声で読み上げるサービスなどがご利用いただけます。



☑ 「納付書」がロール紙に

※インボイスに対応した納付書です

☑ 直接、郵便受け等へ投函します

納付書払いの方には、水道メータ検針後、検針員が「使用水量のお知らせ」と「納付書」の2種類を封筒に入れて、直接郵便受け等へ投函します。※水道使用場所以外に請求先を設定している場合などは、従来通り、ハガキタイプの納付書を検針月の翌月に郵送 ※口座振替の方には、「使用水量のお知らせ」のみを投函



☑ 悪質な点検・訪問販売にご注意を

▷水質検査と言って薬品で水道水を変色させて不安感を与え、高額な浄水器を売り付ける。
▷頼んでもいないのに、敷地内の汚水ますの点検・清掃を行い、高額な代金を請求する。
※上下水道局では不要な点検・検査や器具のあっせんは行っていません。不審に思った場合は、上下水道局総務課へ
岡上下水道局総務課(☎231-3121)

☑ 宅内の汚水ますは定期的に掃除を

公共下水道に接続されている家庭内の汚水ますには、構造上、汚水に含まれるわずかな固形物や油分がたまりやすくなります。放置しておくと管が詰まる可能性がありますので、各家庭で定期的に掃除しましょう。個人で十分可能です。最近、汚水ますの清掃を代行する民間業者がいます。市は関与していませんので注意してください。
岡上下水道局お客さまサービス課(☎231-1363)

☑ 水道管の凍結にご注意を

気温が氷点下になると、水道管が凍結する恐れがあります。屋外の露出した水道管に保温材を巻くなど、凍結防止対策をお願いします。凍結したときは、ぬるま湯をかけてください。水道管が破損したときは、メータボックス内の止水栓を閉め、上下水道局指定の給水装置工事業者に修繕を依頼してください。
岡上下水道局水道管路課(☎231-3115)
北部事務所(☎772-2410)

水の情報誌 「ウォータートーク」 vol.62発行

図書館や公民館のほか、市HPでも閲覧できます。
岡上下水道局総務課(☎231-3121)



◀市HP



12/
2~

マイナ保険証がなくても これまでどおりの医療が受けられます

国民健康保険・
後期高齢者医療
の方へ

現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

マイナ保険証^{*}をお持ちでない方へ

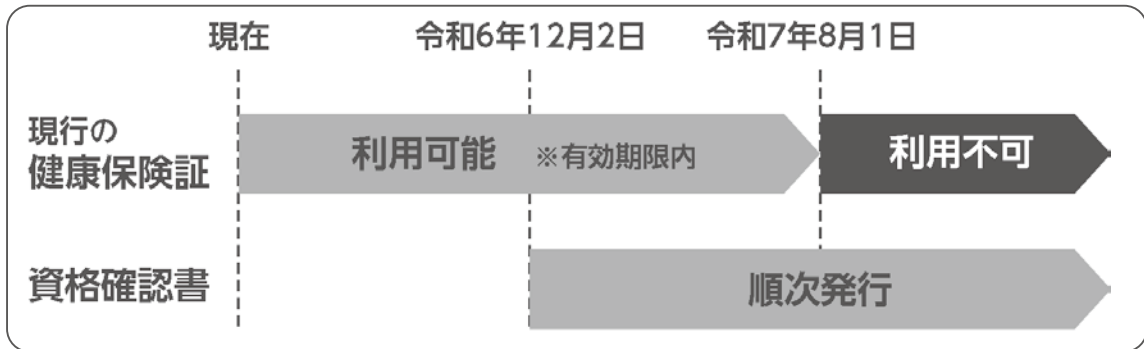
※マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したもの

✓ 「健康保険証」は有効期限まで利用可能です

12月2日時点で有効な健康保険証は、記載の有効期限まで利用可能です。 ※最長で令和7年7月31日まで

✓ 「資格確認書」を発行します

- ▷健康保険証の有効期限が切れる前に、現行の健康保険証と同様に使える資格確認書を発行します。
- ▷12月2日以降に新規に資格を取得する場合や健康保険証の再発行をする場合、資格確認書を発行します(後期高齢者医療の方は、令和7年7月31日までは暫定的にすべての方に発行)。



マイナンバー総合フリーダイヤル
(☎0120-95-0178)

受付時間(年末年始を除く)

▷平日=9時30分~20時

▷土日祝=9時30分~17時30分

マイナンバーカードの健康保険証
利用に関する問い合わせはこちら

マイナ保険証をご利用ください

✓ より良い医療を受けることができます

薬剤情報等の提供に同意すると、過去に処方された薬や特定健診などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有できます。

✓ 窓口で限度額以上の支払いが不要になります

手続きなしで、高額療養費などの限度額を超える分を支払う必要がなくなります。
紙の限度額適用認定証や標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請は、必要ありません。

✓ 就職・転職、引っ越し後もそのまま使えます

就職・転職、引っ越し等で保険が変更になった場合でも、新しい保険者での手続きが完了後、引き続きマイナ保険証で医療機関等を受診できます。

※保険者への加入・脱退の手続きは必要です

国民健康保険課(▷国保(資格のこと)=☎231-1930

▷国保(受診のこと)=☎231-1668 ▷後期=☎231-1306)

